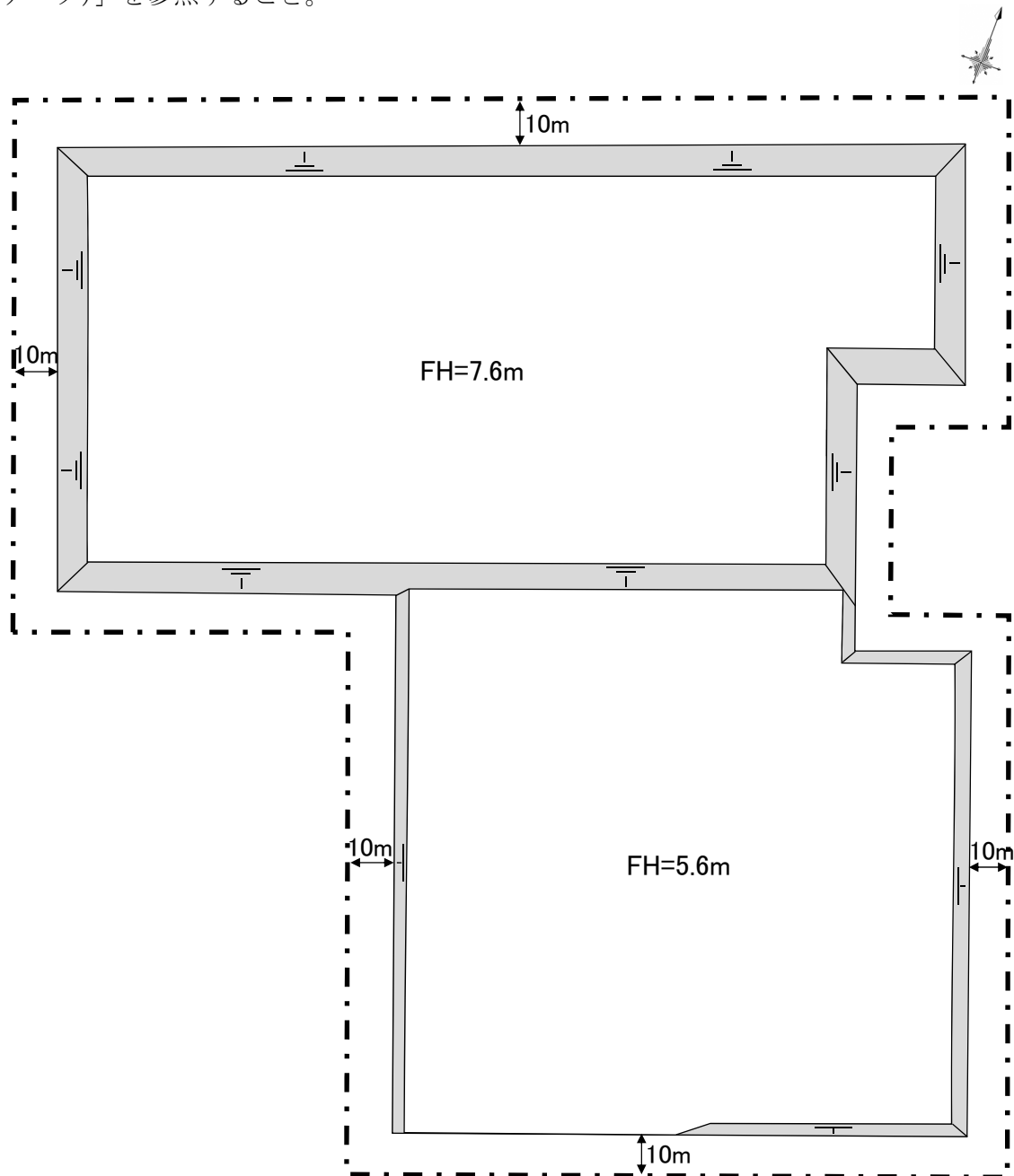


資料 13 造成計画図

- ・市は、先行して下図に示す北側FH=7.6m、南側FH=5.6mの2段の宅盤を形成する造成工事を行う。
- ・当該造成計画に示す地形が、事業者が行う設計業務における現況地形として当該業務を開始することとなる。
- ・なお、下図は概略イメージであり、詳細については、配布資料「造成計画図（CADデータ）」を参照すること。



※事業用地境界から同用地中心方向の水平距離 10mの範囲は現況のままとし、造成は行わない。